

土岐市立総合病院 院内感染対策指針

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとってきわめて重要なことである。

このような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの感染対策と、医療施設全体の組織的な感染対策の二つを推し進めることによって、患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

2 院内感染対策体制

1) 感染防止対策室

(1) 院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中心的な役割を担うために、病院長直属の感染防止対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

(2) 対策室の組織、職務等の詳細については感染防止対策室設置規程に定めるものとする。

2) 感染対策委員会

(1) 院内における感染防止対策を協議・調整するため、病院内の各部門から代表者で構成する「感染防止委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(2) 委員会の組織、職務等の詳細については感染防止委員会規程に定めるものとする。

(3) 委員会には、院内感染対策に関し具体的な実践活動を行う感染対策チーム（ICT : Infection Control Team）および抗菌薬の適正使用の支援に係る業務を行う抗菌薬適正使用支援チームを設置する。

3) 感染対策チーム

感染対策チームの運営に関しては、感染対策チーム運営要領に定めるものとする。

4) 抗菌薬適正使用支援チーム

抗菌薬適正使用支援チームの運営に関しては、抗菌薬適正使用支援チーム運営要領に定めるものとする。

3 院内感染対策のための研修

1) 院内感染対策のための研修の実施

(1) 委員会は、予め作成した研修計画にしたがい、1年に2回程度、全職員を対象とした感染対策のための研修を定期的に実施する。

(2) 研修は、感染対策の基本的な考え方、感染防止の具体的な手法等を全職員に周

知徹底することを通じて、職員個々の感染対策意識の向上を図るとともに、本院全体の感染対策の充実を図ることを目的とする。

- (3) 職員は、研修が実施される際には、極力、受講するよう努めなくてはならない。
- (4) 院内で重大な感染事例が発生した場合など、必要があると認めるときは、臨時に研修を行うものとする。
- (5) 研修を実施したときは、その概要(開催日時、出席者、研修項目)を記録し、5年間保管する。

2) 内感染対策のための研修の実施方法

院内感染対策のための研修は、病院長等の講義、院内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献の抄読などの方法によって行う。

4 感染症の発生状況の報告その他に基づいた改善策等

- 1) MRSA等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、職員に情報提供をするとともに、委員会で再確認し、今後の感染対策に活用する。
- 2) すべての職員は、異常発生時には、その状況及び対応等を直ちに上席者へ、上席者は、感染防止対策室長（以下「室長」という。）及び委員会の委員長（以下「委員長」という。）へ、室長と委員長は病院長へと報告をする。また、対策室は、委員会と連携し、速やかに異常発生の原因を究明し、改善策等を立案し、それを実施するよう全職員へ周知徹底を図る。

5 院内感染対策マニュアル

1) 基本的な考え方

CDCガイドラインや、最新のエビデンスに基づき、当院の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだマニュアルを作成し、臨時、改訂、更新を行う。

2) 職員への周知

必要な部署へ配布し、職員は感染対策マニュアルに記載された感染対策を実施する。

6 患者への情報提供と説明

- 1) 本指針は、土岐市立総合病院のホームページに記載するとともに、患者様およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
- 2) 患者には、疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7 その他

- 1) 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口(厚生労働省委託事業)にFAX(03-3812-6180)で質問を行い、適切な助言を得る。また、昨年の質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので活用する。
- 2) 報告が義務付けられている病気が特定された場合は、速やかに保健所に報告する。

この指針は、平成19年6月29日から施行する。

この指針は、平成23年6月1日から施行する。

この指針は、平成29年5月1日から施行する。

この指針は、令和2年1月6日から施行する

この指針は、令和5年3月1日から施行する。